

一般社団法人山口県薬剤師会会員規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人山口県薬剤師会（以下「本会」という。）定款第5条及び第6条の規定に基づき、本会の会員の構成並びに入会及び退会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会員の構成)

第2条 本会の会員は、本会定款第5条の規定に基づき正会員、賛助会員、特別会員、終身会員及び名誉会員とする。

第2章 入会等手続

(入会基準及び手続)

第3条 本会の正会員、賛助会員又は特別会員として入会しようとする者は、入会申込書（別紙「第1号様式」）に必要事項を記入し、当該年度の会費を添えて、地域又は職域の薬剤師会を経由して本会会長に提出しなければならない。

2 前項の入会申込書に対し、本会理事会は、別表の資格基準により審査を行い、入会の可否を決定し、地域又は職域の薬剤師会を経由してこれを申込者に通知する。

3 終身会員及び名誉会員については、あらかじめ本人の意向を確認の上、理事会で決定し、本人に通知する。

(会員名簿及び個人会員に関する情報の取扱い)

第4条 入会者は、会員の種別毎に、本会が管理する会員名簿に登録する。

2 前条第1項の入会申込書に記載した事項に変更が生じた場合は、別に定める変更届を理事会に提出しなければならない。

3 会員名簿に登録された個人の会員に関する情報については、本会が別に定める「個人情報保護方針」に基づき取り扱わなければならない。

(会 費)

第5条 会費の金額及び納期並びに会費滞納に対する催告等に関する細則は、本会定款第8条により総会において別に定める「会費規程」による。

(退会事由及び手続)

第6条 会員は、本会定款第9条の規定に基づき、退会届（別紙「第1号様式」）を地域又は職域の薬剤師会を経由して本会会長に提出し、任意に退会することができる。

2 本会定款第11条の規定により、会員がその資格を喪失した場合は、会員名簿の登録を抹消する。

3 会員資格を喪失しても、既納の会費等は返還しない。また、資格喪失後は、会員としての資格称号を前歴としても使用することはできないものとする。

(再入会)

第7条 本会定款第11条第1項の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、改めて本会定款第6条第1項に規定する入会申込書を提出しなければならない。

2 前項の再入会申込みに対しては、別表の資格基準により、理事会において再入会の可否を決定し、地域又は職域の薬剤師会を経由してこれを申込者に通知する。

この場合において、過去の退会の際に、未納の会費、負担金等（以下「会費等」という。）がある者にあつては、当該未納の会費等を支払うまで、除名により会員資格を喪失した者にあつては、除名後5年を経過するまで、再入会を認めないこととする。

第3章 正会員

(種別)

第8条 正会員の種別は、次のとおりとする。

- 一 A会費会員は施設の管理者
- 二 B会費会員は施設の管理者以外の者

第4章 賛助会員

(種別)

第9条 賛助会員は、次のいずれかに該当する者とする。

- 一 薬剤師以外の医薬品の製造業及び卸売業等の関係者
- 二 医薬品販売に従事する者
- 三 その他希望する個人又は企業若しくは団体

第5章 特別会員

(種別)

第10条 特別会員は、次のいずれかに該当する者とする。

- 一 薬科大学、薬学部等の薬剤師養成の大学、大学院等の教育課程の在籍者
- 二 薬剤師になる資格のある者
- 三 薬局、店舗販売業の開設者（薬剤師を除く。）

第6章 終身会員

(種別)

第11条 終身会員は、次のいずれにも該当する者のうち理事会において終身会員とすることを決議したものとする。

- 一 本会に80歳までの永年にわたり正会員として在籍した者のうち、会員区分を正会員から終身会員に変更することを望むもの
- 二 施設の管理者でない者

第7章 名誉会員

(名誉会員)

第12条 名誉会員は、本会定款第5条第5号の規定に基づき、本会の目的の達成に功労のあった者に贈る栄誉の称号とする。

(処 遇)

第13条 名誉会員の称号を受けた者は、名誉会員名簿に登録する。

(改 廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て、総会の決議により行う。

2 この規程の施行に関し、必要な事項は理事会において別に定める。

附 則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

別表 資格基準（第3条及び第7条関係）

会員名称	資 格 基 準
正会員	① 薬剤師法（昭和35年法律第146号）第2条の薬剤師の免許を取得していること。 ② 山口県内に居住し、又は山口県内で業務に従事していること。 ③ 本会が承認した地域又は職域の薬剤師会の正会員であること。 ④ 公益社団法人日本薬剤師会の正会員であること。
賛助会員	① 正会員の資格を有しない者 ② 本会の目的及び事業を賛助する個人又は企業若しくは団体
特別会員	① 正会員、賛助会員及び終身会員以外の者 ② 薬剤師の免許を取得していない者 ③ 薬学を専攻する学生その他薬学及びそれに関連する知識・業務経験を有する者又は薬局、店舗販売業等の開設者で本会の目的及び事業に賛同して入会を希望するもの
終身会員	① 正会員、賛助会員及び特別会員以外の者 ② 本会に80歳までの永年にわたり正会員として在籍した者等
名誉会員	① 本会及び本会の目的の達成に功労のあった者